

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（稲葉昭宏君） 会議に先立ちあらかじめ申し上げます。議会会議規則により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたりまたその範囲を超えることはできません。また、同規則により質疑の回数は同一の議題について同一議員は3回を超えることはできません。ただし、議長の許可を得たときはその限りではありません。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第2、議案第1号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第1号は、松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本改正は職員給与のうちインフルエンザ等々で病欠をした場合とか、そういうようなものに対する条例整備・・・

（「派遣だから・・・」と呼ぶ者あり）

○10番（鈴木源一郎君） 等々の対策の改正ですか。

○総務課長（金刺英夫君） 今回の改正内容につきましては、災害派遣手当として、派遣される項目に新型インフルエンザで派遣された職員をその手当の該当項目に加えたという内容でございます。

先ほどちょっと触れましたのは、給料の中にはそういった手当は含みませんよという形の給料表現が第2条の方でされているということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はございませんか。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと1点お伺いしますが、武力攻撃災害等派遣手当、これはあつてはならないことだと思いますけれども、あり得ることは新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当ですけれども、インフルエンザというのは・・・、新型というのはどういうふうに定義づけるんですか。今までありましたよね。よく香港A型とか、B型という・・・、新型というのはどういうふうに定義づけるんですか。わかりましたら教えてください。

○総務課長（金刺英夫君） この今回の根本となりますのが、新型インフルエンザ等対策特別措置法がございます。こちらの中で新型インフルエンザと決められた場合にそういった緊急時の要請がされた場合というふうな形でございますので、この措置法の中でこういった形で国の方が判断するかによりますけれども、ちょっと申し訳ございませんが、詳細な規定というのが現時点では私どもの方ではわかりませので、そういった形、特別措置法の中の対応という形でご理解いただければと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---